説明会
資料

事業概要と補助対象者要件について

令　和　7　年　6　月

1　事業の概要

（1）事業目的

農業者の一層の高齢化と減少が急速に進行する中、地域の経営資源の受け手として期待される担い手の高齢化が進行しています。このため、本事業は、地域計画のうち目標地図に位置づけられ、地域農業の担い手から経営を継承した後継者等が、経営発展させるための取組を支援することにより、将来にわたって地域の農地利用等を担う経営体を確保することを目的とします。

（2）補助対象者・要件

地域計画のうち目標地図に位置づけられ、地域農業の担い手（※）である先代事業者（個人事業主又は法人の代表者）からその**経営に関する主宰権の移譲を受けた後継者等**（親子、第三者など先代事業者との関係は問わない）であって、以下等の要件を満たした者⇒詳細はP２～3、12～13参照

※地域農業の担い手とは、市町村長が地域農業の維持・発展に重要な役割を果たすと認めた認定農業者又は認定農業者に準ずる者のことです。

・後継者が地域計画のうち目標地図に位置づけられる等、地域農業の維持・発展に重要な役割を果たすことを市町村が認めている
・経営発展計画を策定している
・後継者の名義で税務申告等を行っている
・青色申告者である
・家族経営協定を締結している（後継者が家族農業経営の場合）　等

（3）補助上限

補助上限：100万円（国と市町村が２分の１ずつ負担※）

※市町村が後継者の経営発展に向けた取組に必要な事業費の２分の１（上限50万円）を負担する場合に限って実施できます

（申請額が100万円を下回る場合、例えば申請額が80万円であれば、国が40万円、市町村が40万円を負担）

（4）補助対象経費等

専門家謝金、専門家旅費、研修費、旅費、機械装置等費、広報費、展示会等出展費、開発・取得費、雑役務費、借料、設備処分費、委託費又は外注費

※本事業は、予算の範囲内で採択いたします。事業の要件を満たせば必ず支援を受けられるものではありません。

（要望の総額が予算額を上回る場合、経営発展計画の内容等を審査し、ポイント上位から採択）

2　補助対象者・要件【個人事業主】

・・・前年度からの主な変更点

（１）補助対象者（補助を受けようとする農業者）が個人事業主の場合

ア　次の（ア）から（オ）までに掲げる者であること。
（ア）地域計画のうち目標地図（基盤強化法第19条第３項の地図をいいます。）に位置づけられた者（注１）
（イ）今後目標地図に位置づけられることが見込まれる者
（ウ）認定農業者（注２）
（エ）認定就農者（注３）
（オ）その他市町村長が地域農業の維持・発展に重要な役割を果たすと認めた者

イ　令和６年１月１日から経営発展計画の提出時までに地域農業の担い手（注４）である先代事業者からその経営に関する主宰権の移譲を受けている（注５）こと。

ウ　イの主宰権の移譲に際して、原則として、先代事業者が有していた生産基盤や経営規模等が著しく縮小していないこと。

エ　税務申告等を本事業による助成を受けようとする者の名義で行っていること。

オ　青色申告者である（注６）こと。

カ　家族農業経営である場合にあっては、家族経営協定を書面で締結していること。

キ　経営発展計画を策定（注７）し、当該経営発展計画に基づいて経営発展に取り組み、かつ、当該経営発展計画の達成が実現可能であると見込まれること。

ク　地域の農地等を引き受けるなど地域農業の維持・発展に貢献する強い意欲を有していると市町村が認めること。

ケ　イの主宰権の移譲を受けた日より前に農業経営を主宰していないこと。

コ　農業次世代人材投資事業（経営開始型）に係る資金又は新規就農者育成総合対策のうち経営開始資金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

サ　新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業、新規就農者確保緊急円滑化対策のうち就農準備・経営開始支援事業又は世代交代・初期投資促進事業を現に実施しておらず、かつ過去に実施していないこと。

2　補助対象者・要件【個人事業主】

（１）補助対象者（補助を受けようとする農業者）が個人事業主の場合

注１：東日本大震災に伴い発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響により、避難区域や作付制限区域等が設定された福島県の12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村をいいます。以下「原子力被災12市町村」といいます。）及び令和６年能登半島地震の被災市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町及び能登町に限ります。以下同じ。）にあたっては、実質化された人・農地プラン（人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年６月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知）２の（１）の実質化された人・農地プランをいいます。以下同じ。）に位置付けられた中心経営体を含みます。

注２：農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第13条の第１項に規定する認定農業者をいいます。

注３：農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の５第１項に規定する認定就農者をいいます。

注４：地域農業の担い手とは、市町村長が地域農業の維持・発展に重要な役割を果たすと認めた認定農業者又は認定農業者に準ずる者をいいます。

注５：所得税法第229条に規定する届出書、確定申告書その他関係書類で当該主宰権の移譲を確認できる場合

注６：所得税法第143条の規定により承認を受けている者、同法第144条に規定する申請書を提出した者をいいます。

注７：本事業の活用に向けて策定していただく、経営発展に向けた取組内容、成果目標等を記載した計画です。

2　補助対象者要件の確認ポイント【個人事業主】

ア　次の（ア）から（オ）までに掲げる者であること。
（ア）地域計画のうち目標地図（基盤強化法第19条第３項の地図をいいます。）に位置づけられた者
（イ）今後目標地図に位置づけられることが見込まれる者
（ウ）認定農業者
（エ）認定就農者
（オ）その他市町村長が地域農業の維持・発展に重要な役割を果たすと認めた者

	申請書類及び添付書類	様式	注意点
	・ **補助対象者として市町村長が認めた事由が判る資料**	任意様式	・実施要綱別記１の第１の３の（１）のア（イ）「今後目標地図に位置づけられることが見込まれる者」が申請者にいる場合 ・実施要綱別記１の第１の３の（１）のア（オ）「その他市町村長が地域農業の維持・発展に重要な役割を果たすと認めた者」が申請者にいる場合

1

作成例

目標地図に位置づけられることが見込まれると認めた事由
（補助対象者）

○○市町村第○○号による「令和７年度○○市事業実施提案書の提出について（経営継承・発展支援事業）」における「今後目標地図に位置づけられることが見込まれる者」として下記のとおり補助対象者として認めております。

記

１．申請者
氏名　○○○○
整理番号　○○○○

２．市町村長が認めた事由
例１）地域計画に係る協議により今後目標地図に位置づけられることが見込まれているため。
例２）今後の地域計画の見直しにおいて、当該地域にて将来において農地を利用する者として、目標地図に位置づけられることが見込まれるため。

以上

2

作成例

地域農業の維持・発展に重要な役割を果たすと認めた事由
（補助対象者）

○○市町村第○○号による「令和７年度○○市事業実施提案書の提出について（経営継承・発展支援事業）」における「市町村長が地域農業の維持・発展に重要な役割を果たすと認めた者」として下記のとおり補助対象者として認めております。

記

１．申請者
氏名　○○○○
整理番号　○○○○

２．市町村長が認めた事由
例１）当該経営体は、地域の農地面積○○ha のうち○○ha を耕作しており、荒廃農地の発生防止等の観点から地域農業の維持・発展に重要であるため。
例２）当該経営体は、地域における農業生産額○○円のうち○○円（約○割）を占めていることから、地域農業の維持・発展に重要であるため。
例３）当該地域にて農業を主要に営む者として、当該経営体のみしか存在しないことから、地域農業の維持・発展に重要であるため。

以上

1

- 補助対象者が**「今後目標地図に位置づけられることが見込まれる者」**の場合、**これが判る資料を提出**ください。

2

- 先代事業者ではなく、**後継者（申請者）に関する資料を提出**してください。
- 必要な資料は、「なぜ地域農業の維持・発展に重要な役割を果たすと認めたのか」の事由を説明するものです。

2　補助対象者要件の確認ポイント【個人事業主】

イ　**令和６年１月１日**から経営発展計画の提出時までに**地域農業の担い手である先代事業者**からその経営に関する主宰権の移譲を受けていること。

	申請書類及び添付書類	様式	注意点
	・ **地域農業の担い手として市町村長が認めた事由が判る資料**	任意様式	・実施要綱第２の５「市町村長が地域農業の維持・発展に重要な役割を果たすと認めた認定農業者に準ずる者」がいる場合

作成例

地域農業の維持・発展に重要な役割を果たすと認めた事由
（地域農業の担い手）

○○市町村第○○号による「令和７年度○○市事業実施提案書の提出について（経営継承・発展支援事業）」における「市町村長が地域農業の維持・発展に重要な役割を果たすと認めた認定農業者に準ずる者」として下記のとおり申請者の先代事業者が地域農業の担い手であることを認めております。

記

１．申請者（後継者）
氏名　○○○○
整理番号　○○○○

２．市町村長が認めた事由
例１）当該経営体の先代事業者は、基本構想水準到達者（基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達している者）であり、地域における農業生産額○○円のうち○○円（約○割）を占めていることから、地域農業の維持・発展に重要であるため。
例２）当該経営体の先代事業者は、認定就農者であり、地域の農地面積○○haのうち○○haを耕作しており、荒廃農地の発生防止等の観点から、地域農業の維持・発展に重要であるため。
例３）当該経営体の先代事業者は、○○市町村の認定農業者の平均所得の概ね８割以上の所得がある者であり、新規就農者○名を受入れ、研修等の実施を通じ、人材の育成・確保に貢献していることから、地域農業の維持・発展に重要であるため。

以上

- **先代事業者**が、本事業における地域農業の担い手として、実施要綱第２の５「市町村長が地域農業の維持・発展に重要な役割を果たすと認めた認定農業者に準ずる者」に該当する場合に、本資料の提出が必要です。
- 後継者ではなく**先代事業者に関する資料を提出**してください。
- 必要な資料は経営改善計画認定書ではなく、「なぜ地域農業の維持・発展に重要な役割を果たすと認めたのか」、「なぜ認定農業者に準ずる者なのか」の事由を説明するものです。
- 認定農業者に準ずる者とは、
①基本構想水準到達者（基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達している者）
②認定就農者
③当該市町村の認定農業者の平均所得の概ね8割以上の所得がある者

2　補助対象者要件の確認ポイント【個人事業主】

イ　**令和６年１月１日**から経営発展計画の提出時までに**地域農業の担い手である先代事業者**からその経営に関する主宰権の移譲を受けていること。

	申請書類及び添付書類	様式	注意点
	・個人事業の開業・廃業等届出書（写し）	税務申告書類	・申請者が個人事業主の場合は、必須書類 ・事業の引継ぎを受けた先の住所、氏名の記載があること。 ・税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字されていること。

税務署受付印　1 0 4 0

個人事業の開業・廃業等届出書

税務署長

年　月　日提出

納税地	○住所地・○居所地・○事業所等（該当するものを選択してください。） （〒　－　） （TEL　－　－　）
上記以外の住所地・事業所等	納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します。 （〒　－　） （TEL　－　－　）
フリガナ 氏名	生年月日　○大正 ○昭和 ○平成 ○令和　年　月　日生
個人番号	
職業	フリガナ 屋号

個人事業の開廃業等について次のとおり届けます。

届出の区分	○開業（事業の引継ぎを受けた場合は、受けた先の住所・　氏名を記載します。） 住所　氏名 事務所・事業所の（○新設・○増設・○移転・○廃止） ○廃業（事由） （事業の引継ぎ（譲渡）による場合は、引き継いだ（譲渡した）先の住所・氏名を記載します。） 住所　氏名
所得の種類	○不動産所得・○山林所得・○事業（農業）所得［廃業の場合……○全部・○一部（　）］
開業・廃業等日	開業や廃業、事務所・事業所の新増設等のあった日　年　月　日
事業所等を新増設、移転、廃止した場合	新増設、移転後の所在地　（電話）
	移転・廃止前の所在地
廃業の事由が法人の設立に伴うものである場合	設立法人名　代表者名
	法人納税地　設立登記　年　月　日
開業・廃業に伴う届出書の提出の有無	「青色申告承認申請書」又は「青色申告の取りやめ届出書」　○有・○無
	消費税に関する「課税事業者選択届出書」又は「事業廃止届出書」　○有・○無

➢　経営発展計画に記載の「経営継承年月日」と合致すること。

2　補助対象者要件の確認ポイント【個人事業主】

ウ　イの主宰権の移譲に際して、原則として、先代事業者が有していた生産基盤や経営規模等が著しく縮小していないこと。

（様式第2号）

経営発展計画

整理番号	0001
都道府県名	○○県
市町村名	○○町

1　申請者

ふりがな 氏名（代表者名）	いなさく いちろう 稲作　一郎	■　男性 □　女性	ふりがな 住　所	〒100-8950　とうきょうとねりまくまるまる 東京都練馬区○○1－1－1	
ふりがな 法人名		法人番号 （13桁）		年齢	1974　年　1　月　1　日生まれ 継承時点：　51　歳
連絡先	電話番号：03－1234－××××　　メールアドレス：nougyou@…ne.jp				

2　経営概要

	農地中間管理機構から貸借権等の設定を受けている　■			
営農類型	■ 水田作　□ 畑作　□ 露地野菜　□ 施設野菜　□ 果樹　□ 露地花き　□ 施設花き　□ 酪農　□ 繁殖牛 □ 肥育牛　□ 養豚　□ 採卵養鶏　□ 食肉鶏　□ その他　（　　）			
経営面積 飼養頭羽数	【作目】コメ，1,500 a（品種名：コシヒカリ）、トマト，65 a（品種名：桃太郎） ＿＿，＿＿ a（品種名：　）、＿＿，＿＿ a（品種名：　） ＿＿，＿＿ a（品種名：　）、＿＿，＿＿ a（品種名：　） 【飼養頭羽数】　頭・羽（品種名：　）、　頭・羽（品種名：　）			
従業員数等	役員数	人（うち女性　人）	常時雇用者数	2 人（うち女性　1　人）
	臨時雇用者数	人	女性が部門責任者である　□	環境配慮　■
農業所得	6,540,069 円	□ 課税事業者	■ 免税・簡易課税事業者等	
経営方針	①現状維持は衰退につながる。緩やかな規模拡大。②常にプロ意識を持って農業生産に関わる。③経営状況を記帳・把握・分析して、自由な発言の場を持つ。			

3　経営継承の概要

（1）先代事業者・先代経営者

ふりがな 氏名（代表者名）	いなさく たろう 稲作　太郎	■　男性 □　女性	ふりがな 住　所	〒100-8950　とうきょうとねりまくまるまる 東京都練馬区○○1－1－1	
ふりがな 法人名		法人番号 （13桁）		年齢	1947　年　1　月　1　日生まれ 継承時点：　78　歳

（2）継承した資産等の概要　　経営継承年月日　2024 年　1 月　1 日

資産区分	継承方法		備　考
農地等	全部継承	有償譲渡	父親が所有する農地1,500aを民間融資を受けて購入した。借入地65aについては、後継者に利用権移転を完了した。
機械	全部継承	使用貸借	父親が所有していた機械（トラクター、田植え機）について賃借契約を締結した。
施設	全部継承	使用貸借	先代が所有していた施設について賃貸借契約を締結した。

- 経営発展計画の、[3(2)継承した資産の概要]にて原則すべての資産が継承されていること。

2　補助対象者要件の確認ポイント【個人事業主】

エ　税務申告等を本事業による助成を受けようとする者の名義で行っていること。
オ　青色申告者であること。

	申請書類及び添付書類	様式	注意点
	・所得税の青色申告承認申請書（写し）	税務申告書類	・必須書類（申請者分） ・税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字されていること。ご自宅からe-Taxにより申告した場合は、「受信通知（メール詳細）」を提出してください。

税務署受付印　1 0 9 0

所得税の青色申告承認申請書

＿＿＿＿＿＿税務署長

＿＿年＿＿月＿＿日提出

納税地	□住所地・□居所地・□事業所等（該当するものを選択してください。） （〒　－　） （TEL　－　－　）
上記以外の住所地・事業所等	納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します。 （〒　－　） （TEL　－　－　）
フリガナ 氏名	生年月日　□大正 □昭和 □平成 □令和　年　月　日生
職業	フリガナ 屋号

令和＿＿年分以後の所得税の申告は、青色申告書によりたいので申請します。

1　事業所又は所得の基因となる資産の名称及びその所在地（事業所又は資産の異なるごとに記載します。）

名称＿＿＿＿＿＿　所在地＿＿＿＿＿＿

名称＿＿＿＿＿＿　所在地＿＿＿＿＿＿

2　所得の種類（該当する事項を選択してください。）

□事業所得　・□不動産所得　・□山林所得

3　いままでに青色申告承認の取消しを受けたこと又は取りやめをしたことの有無

(1)　□有（□取消し・□取りやめ）　＿＿年＿＿月＿＿日　　(2)　□無

4　本年1月16日以後新たに業務を開始した場合、その開始した年月日　＿＿年＿＿月＿＿日

- 令和６年分または７年分以降（経営継承以降）の申告主体が申請者（後継者）となっていること。

2　補助対象者要件の確認ポイント【個人事業主】

カ　家族農業経営である場合にあっては、家族経営協定を書面で締結していること。

	申請書類及び添付書類	様式	注意点
	・家族経営協定（写し）	任意様式	家族農業経営の場合は必須書類

○○家における家族経営協定書

（目的）

第１条

夢を持ち、やりがいのある農業を実現させるため、家族各自の能力を発揮し、円滑な家族関係のもと、我が家の農業と家庭生活の健全化を図ることを目的とし、本協定書を結ぶ。

（経営方針）

第２条

我が家の農業における経営方針は次のとおりとする。

（略）

（附則）

1　本協定は、令和　年　月　日から実行する。

2　本協定の有効期限は実行日より１年間とし、農業経営や家庭生活及び家族の状況に著しい変化がない場合は、自動的に１年間更新されるものとする。

令和　年　月　日

協定締結者	経営主	○○
	妻	□□
	先代事業主	●●
	妻	■■

- 先代から経営の継承を受けた後に、後継者が経営主として作成・更新した家族経営協定

2　補助対象者要件の確認ポイント【個人事業主】

キ　経営発展計画を策定し、当該経営発展計画に基づいて経営発展に取り組み、かつ、当該経営発展計画の達成が実現可能であると見込まれること。

	申請書類及び添付書類	様式	注意点
	・経営発展計画	様式第2号	必須書類

（様式第2号）

経営発展計画

整理番号	0001
都道府県名	○○県
市町村名	○○町

1　申請者

ふりがな 氏名（代表者名）	いなさく いちろう 稲作　一郎	■ 男性 □ 女性	ふりがな 住　所	〒100-8950　とうきょうとねりまくまるまる 東京都練馬区○○1－1－1	
ふりがな 法人名		法人番号 （13桁）		年齢	1974 年 1 月 1 日生まれ 継承時点：　51　歳
連絡先	電話番号：03－1234－××××　　メールアドレス：nougyou@…ne.jp				

2　経営概要　　農地中間管理機構から貸借権等の設定を受けている　■

営農類型	■ 水田作　□ 畑作　□ 露地野菜　□ 施設野菜　□ 果樹　□ 露地花き　□ 施設花き　□ 酪農　□ 繁殖牛 □ 肥育牛　□ 養豚　□ 採卵養鶏　□ 食肉鶏　□ その他　（　　）
経営面積 飼養頭羽数	【作目】コメ，1,500 a（品種名：コシヒカリ）、トマト，65 a（品種名：桃太郎） ＿＿，＿＿ a（品種名：　）、＿＿，＿＿ a（品種名：　） ＿＿，＿＿ a（品種名：　）、＿＿，＿＿ a（品種名：　） 【飼養頭羽数】　頭・羽（品種名：　）、　頭・羽（品種名：　）
従業員数等	役員数　人（うち女性　人）　常時雇用者数　2 人（うち女性　1 人） 臨時雇用者数　人　女性が部門責任者である　□　環境配慮　■
農業所得	6,540,069 円　□ 課税事業者　■ 免税・簡易課税事業者等
経営方針	①現状維持は衰退につながる。緩やかな規模拡大。②常にプロ意識を持って農業生産に関わる。③経営状況を記帳・把握・分析して、自由な発言の場を持つ。

3　経営継承の概要

（1）先代事業者・先代経営者

ふりがな 氏名（代表者名）	いなさく たろう 稲作　太郎	■ 男性 □ 女性	ふりがな 住　所	〒100-8950　とうきょうとねりまくまるまる 東京都練馬区○○1－1－1	
ふりがな 法人名		法人番号 （13桁）		年齢	1947 年 1 月 1 日生まれ 継承時点：　78　歳

（2）継承した資産等の概要　　経営継承年月日　2024 年　1 月　1 日

資産区分	継承方法		備　考
農地等	全部継承	有償譲渡	父親が所有する農地1,500aを民間融資を受けて購入した。借入地65aについては、後継者に利用権移転を完了した。
機械	全部継承	使用貸借	父親が所有していた機械（トラクター、田植え機）について賃借契約を締結した。
施設	全部継承	使用貸借	先代が所有していた施設について賃貸借契約を締結した。

4　経営発展の取組

取組区分	①法人化　②新たな品種・部門等の導入　③認証取得　④データ活用経営　⑤就業規則の策定 ⑥経営管理の高度化　⑦就業環境の改善　⑧外部研修の受講　⑨販路開拓　⑩新商品開発 ⑪省力化・業務の効率化、品質の向上　⑫規格等の改善　⑬防災・減災の取組の導入
取組内容	【具体的な取組内容】 経営継承を機に、法人化し経営の改善に取り組む。現状、販路が少なく、新たな販売先確保や農産物の価値向上のため、JGAPを取得する。また、会計ソフトの導入で、経理処理を効率化し、計数管理してコスト削減等に努める。さらに圃場の見回り作業を省力化してするため、センサーで水位や水温を測定し給水の遠隔操作が可能な水管理システムを導入する。

区分番号	区分別の取組内容	経費（円）	経費内訳
①	農業経営を法人化	260,000	・法人設立手数料（定款認証代・印紙代、登録免許税、登記簿謄本代、印鑑証明書代）：240,000円 ・司法書士への報酬：20,000円
⑤	専門家を活用し、業務の見える化のため、JGAPを取得	520,000	・コンサルタント費用（5日間程度、旅費込み）：300,000円 ・審査費用：150,000円　・年間登録料：70,000円
⑧	会計ソフト等を導入して、経営管理を高度化	110,000	・農業簿記ソフト（青色申告用）購入費：30,000円 ・販売管理ソフト（クラウド型）購入費：80,000円
⑪	業務の効率化に向けた水管理システム導入	562,500	・水管理システム（A社　商品名：@@@　型式：@@@　×　1台）：562,500円
	経費（事業費）合計	1,452,500 円	補助対象経費合計　1,000,000 円

※経営発展計画の表面（１枚目）のみ抜粋

2　補助対象者要件の確認ポイント【個人事業主】

ク　地域の農地等を引き受けるなど地域農業の維持・発展に貢献する強い意欲を有していると市町村が認めること。

ケ　イの主宰権の移譲を受けた日より前に農業経営を主宰していないこと。

コ　農業次世代人材投資事業（経営開始型）に係る資金又は新規就農者育成総合対策のうち経営開始資金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

サ　新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業、新規就農者確保緊急円滑化対策のうち就農準備・経営開始支援事業又は世代交代・初期投資促進事業を現に実施しておらず、かつ過去に実施していないこと。

➢　それぞれ市町村にて実態をご確認ください。

【ケ　に関してよくある問い合わせ】
＜問い＞
　父親（先代）と長男（後継者）で経営改善計画を共同申請して認定を受けており、確定申告や出荷名義は父親、農業生産のほぼ全てを長男が行っています。この長男が令和７年１月１日に父親から経営の主宰権の移譲を受けて開業届を提出した場合は、本事業の対象となるのでしょうか。

＜回答＞
　経営改善計画の認定は、農業経営を営み、又は営もうとする者が一定の要件を満たした場合に受けられるものであり、本事業の要件となる経営の主宰権の移譲について直接的な判断基準となるものではありません。

　一方、本事業においては、経営の主宰権の移譲は開業届等で確認することとしています。このため、単に経営実態に応じた名義変更等の手続きを適切に行っていない場合（たとえば、父親が病気や怪我などで農業に従事することができず、かつ農業の経営方針等の判断に一切関与していないことが客観的に明らかであるにもかかわらず、確定申告や出荷等の名義を変更していない場合など）は本事業の対象とならないため、市町村は申請者（後継者）に聞き取りを行うなど経営実態を確認していただく必要があります。

3　補助対象者・要件【法人】

・・・前年度からの主な変更点

（２）補助対象者（補助を受けようとする農業者）が法人（集落営農を含む）の場合

ア　次の（ア）から（オ）までに掲げる者であること。
（ア）地域計画のうち目標地図（基盤強化法第19条第３項の地図をいいます。）に位置づけられた者（注１）
（イ）今後目標地図に位置づけられることが見込まれる者
（ウ）認定農業者（注２）
（エ）認定就農者（注３）
（オ）その他市町村長が地域農業の維持・発展に重要な役割を果たすと認めた者

イ　次に掲げる(ア)又は(イ)の要件を満たすこと。
（ア）法人の経営の主宰権を先代経営者から移譲を受ける場合：当該法人が地域農業の担い手（注４）であり、令和６年１月１日から経営発展計画を提出する時までに後継者（個人）が当該主宰権の移譲を受けている（注５）こと。

（イ）先代事業者からその経営に関する主宰権の移譲を受けると同時に農業経営の法人化を行う場合：当該先代事業者が地域農業の担い手（注４）であり、令和６年１月１日から経営発展計画を提出する時までに当該主宰権の移譲を受けていること。

ウ　イの(ア)又は(イ)の主宰権の移譲に際して、原則として、法人自ら又は先代事業者が有していた生産基盤や経営規模等が著しく縮小していないこと。

エ　青色申告者である（注６）こと。

オ　経営発展計画を策定（注７）し、当該経営発展計画に基づいて経営発展に取り組み、かつ、当該経営発展計画の達成が実現可能であると見込まれること。

カ　地域の農地等を引き受けるなど地域農業の維持・発展に貢献する強い意欲を有していると市町村が認めること。

キ　イの(ア)又は(イ)の主宰権の移譲を受けた後継者がその日より前に農業経営を主宰していないこと。

3　補助対象者・要件【法人】

・・・前年度からの主な変更点

（２）補助対象者（補助を受けようとする農業者）が法人（集落営農を含む）の場合

ク　イの(ア)又は(イ)の主宰権の移譲を受けた後継者が過去に農業次世代人材投資事業（経営開始型）に係る資金又は新規就農者育成総合対策のうち経営開始資金の交付を受けていないこと。

ケ　イの(ア)又は(イ)の主宰権の移譲を受けた後継者が過去に新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業、新規就農者確保緊急円滑化対策のうち就農準備・経営開始支援事業又は世代交代・初期投資促進事業を過去に実施していないこと。

注１：東日本大震災に伴い発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響により、避難区域や作付制限区域等が設定された福島県の12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村をいいます。以下「原子力被災12市町村」といいます。）及び令和６年能登半島地震の被災市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町及び能登町に限ります。以下同じ。）にあたっては、実質化された人・農地プラン（人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年６月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知）２の（１）の実質化された人・農地プランをいいます。以下同じ。）に位置付けられた中心経営体を含みます。

注２：農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第13条の第１項に規定する認定農業者をいいます。

注３：農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の５第１項に規定する認定就農者をいいます。

注４：地域農業の担い手とは、市町村長が地域農業の維持・発展に重要な役割を果たすと認めた認定農業者又は認定農業者に準ずる者をいいます。

注５：法人登記、定款又は規約による確認ができる場合に限ります。

注６：法人税法第121条第１項の規定により承認を受けている者及び同法第122条第１項に規定する申請書を提出した者をいいます。

注７：本事業の活用に向けて策定していただく、経営発展に向けた取組内容、成果目標等を記載した計画です。

3　補助対象者要件の確認ポイント【法人】 ※個人と異なる点のみ

ア　次の（ア）から（オ）までに掲げる者であること。
（ア）地域計画のうち目標地図（基盤強化法第19条第３項の地図をいいます。）に位置づけられた者
（イ）今後目標地図に位置づけられることが見込まれる者
（ウ）認定農業者
（エ）認定就農者
（オ）その他市町村長が地域農業の維持・発展に重要な役割を果たすと認めた者

	申請書類及び添付書類	様式	注意点
	・ **補助対象者として市町村長が認めた事由が判る資料**	任意様式	・実施要綱別記１の第１の３の（２）のア（イ）「今後目標地図に位置づけられることが見込まれる者」が申請者にいる場合 ・実施要綱別記１の第１の３の（２）のア（オ）「その他市町村長が地域農業の維持・発展に重要な役割を果たすと認めた者」が申請者にいる場合

1

作成例

目標地図に位置づけられることが見込まれると認めた事由
（補助対象者）

○○市町村第○○号による「令和７年度○○市事業実施提案書の提出について（経営継承・発展支援事業）」における「今後目標地図に位置づけられることが見込まれる者」として下記のとおり補助対象者として認めております。

記

１．申請者
氏名　○○○○
整理番号　○○○○

２．市町村長が認めた事由
例１）地域計画に係る協議により今後目標地図に位置づけられることが見込まれているため。
例２）今後の地域計画の見直しにおいて、当該地域にて将来において農地を利用する者として、目標地図に位置づけられることが見込まれるため。

以上

2

作成例

地域農業の維持・発展に重要な役割を果たすと認めた事由
（補助対象者）

○○市町村第○○号による「令和７年度○○市事業実施提案書の提出について（経営継承・発展支援事業）」における「市町村長が地域農業の維持・発展に重要な役割を果たすと認めた者」として下記のとおり補助対象者として認めております。

記

１．申請者
氏名　○○○○
整理番号　○○○○

２．市町村長が認めた事由
例１）当該経営体は、地域の農地面積○○ha のうち○○ha を耕作しており、荒廃農地の発生防止等の観点から地域農業の維持・発展に重要であるため。
例２）当該経営体は、地域における農業生産額○○円のうち○○円（約○割）を占めていることから、地域農業の維持・発展に重要であるため。
例３）当該地域にて農業を主要に営む者として、当該経営体のみしか存在しないことから、地域農業の維持・発展に重要であるため。

以上

1

- 補助対象者が**「今後目標地図に位置づけられることが見込まれる者」**の場合、**これが判る資料を提出**ください。

2

- 先代事業者ではなく、**後継者（申請者）に関する資料を提出**してください。
- 必要な資料は、「なぜ地域農業の維持・発展に重要な役割を果たすと認めたのか」の事由を説明するものです。

3　補助対象者要件の確認ポイント【法人】 ※個人と異なる点のみ

イ　次に掲げる(ア)又は(イ)の要件を満たすこと。

（ア）法人の経営の主宰権を先代経営者から移譲を受ける場合：**当該法人が地域農業の担い手**であり、**令和６年１月１日**から経営発展計画を提出する時までに後継者（個人）が当該主宰権の移譲を受けていること。

（イ）先代事業者からその経営に関する主宰権の移譲を受けると同時に農業経営の法人化を行う場合：**当該先代事業者が地域農業の担い手**であり、**令和６年１月１日**から経営発展計画を提出する時までに当該主宰権の移譲を受けていること。

	申請書類及び添付書類	様式	注意点
	・ **地域農業の担い手として市町村長が認めた事由が判る資料**	任意様式	・実施要綱第２の５「市町村長が地域農業の維持・発展に重要な役割を果たすと認めた認定農業者に準ずる者」がいる場合

作成例

地域農業の維持・発展に重要な役割を果たすと認めた事由
（地域農業の担い手）

○○市町村第○○号による「令和７年度○○市事業実施提案書の提出について（経営継承・発展支援事業）」における「市町村長が地域農業の維持・発展に重要な役割を果たすと認めた認定農業者に準ずる者」として下記のとおり申請者の先代事業者が地域農業の担い手であることを認めております。

記

１．申請者（後継者）
氏名　○○○○
整理番号　○○○○

２．市町村長が認めた事由
例１）当該経営体の先代事業者は、基本構想水準到達者（基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達している者）であり、地域における農業生産額○○円のうち○○円（約○割）を占めていることから、地域農業の維持・発展に重要であるため。
例２）当該経営体の先代事業者は、認定就農者であり、地域の農地面積○○haのうち○○haを耕作しており、荒廃農地の発生防止等の観点から、地域農業の維持・発展に重要であるため。
例３）当該経営体の先代事業者は、○○市町村の認定農業者の平均所得の概ね８割以上の所得がある者であり、新規就農者○名を受入れ、研修等の実施を通じ、人材の育成・確保に貢献していることから、地域農業の維持・発展に重要であるため。

以上

- **先代事業者**が、本事業における地域農業の担い手として、実施要綱第２の５「市町村長が地域農業の維持・発展に重要な役割を果たすと認めた認定農業者に準ずる者」に該当する場合に、本資料の提出が必要です。
- 後継者ではなく**先代事業者に関する資料を提出**してください。
- 必要な資料は経営改善計画認定書ではなく、「なぜ地域農業の維持・発展に重要な役割を果たすと認めたのか」、「なぜ認定農業者に準ずる者なのか」の事由を説明するものです。
- 認定農業者に準ずる者とは、
①基本構想水準到達者（基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達している者）
②認定就農者
③当該市町村の認定農業者の平均所得の概ね8割以上の所得がある者

3　補助対象者要件の確認ポイント【法人】 ※個人と異なる点のみ

ア　次に掲げる(ア)又は(イ)の要件を満たすこと。

(ア)　法人の経営の主宰権を先代経営者から移譲を受ける場合：当該法人が地域農業の担い手であり、**令和６年１月１日**から経営発展計画を提出する時までに後継者（個人）が当該主宰権の移譲を受けていること。

(イ)　先代事業者からその経営に関する主宰権の移譲を受けると同時に農業経営の法人化を行う場合：当該先代事業者が地域農業の担い手であり、令和６年１月１日から経営発展計画を提出する時までに当該主宰権の移譲を受けていること。

	申請書類及び添付書類	様式	注意点
	・履歴事項全部証明書（写し）	登記事項証明書	任意組織以外の場合
	・定款又は組織及び運営についての規約（写し）	任意様式	任意組織の場合

履歴事項全部証明書

東京都千代田区○○
株式会社○○

会社法人等番号	**********	
商　号	株式会社○○	
本　店	東京都千代田区○○	
役員に関する事項	東京都千代田区○○ 代表取締役　先代　太郎	令和6年3月31日辞任 令和6年4月　1日登記
	東京都千代田区○○ 代表取締役　後継　二郎	令和6年3月31日就任 令和6年4月　1日登記

- 履歴事項証明書の役員欄にて主宰権の移譲を確認
- 任意組織の場合は、定款や規約などの記載で確認

3　補助対象者要件の確認ポイント【法人】 ※個人と異なる点のみ

ウ　青色申告者であること。

	申請書類及び添付書類	様式	注意点
	・継承時点の法人税確定申告書別表一（写し） ・継承時点の損益計算書（写し）	税務申告書類	・必須書類（申請者分、又は先代事業者からその経営に関する主宰権の移譲を受けると同時に農業経営の法人化を行った場合にあっては申請者の先代事業者分） ・法人税法第121条第１項に規定する青色申告の承認を受けている場合 ・税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字されていること。事務所などからe-Taxにより申告した場合は、「受信通知（メール詳細）」を提出してください。
	・法人税の青色申告承認申請書（写し）	税務申告書類	・法人税法第122条第１項に規定する青色申告の承認申請を行っている場合 ・税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字されていること。ご自宅からe-Taxにより申告した場合は、「受信通知（メール詳細）」を提出してください。

- 法人で青色申告を行っている場合、代表者が変わったとしても申告主体は法人として変わらないため、従前に行った青色申告決算書をもって、本要件は確認できる。

- ただし、法人化とともに経営継承した等、法人としての青色申告実績がない場合は、個人と同様に「法人税の青色申告承認申請書」を提出。

4　前年度からの主な変更点（補助対象者要件以外）①

農業機械の導入に関する補助対象経費について、「**国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下、農研機構という。）が実施する農業機械の安全性検査の対象となっている農業トラクター（乗用型・歩行型）、田植機、コンバイン（自脱型）又は乾燥機（穀物用循環型）のうち令和７年度以降に新たなに販売された型式を導入する場合には、同安全性検査を合格したもののみを補助対象**」とすることが要件として新たに追加。

- 農研機構が実施**する農業機械の安全性検査の対象となっている農用トラクター（乗用型・歩行型）、田植機、コンバイン（自脱型）又は乾燥機（穀物用循環型）のうち令和７年度以降に新たに販売された型式を導入する場合**には、同安全性検査を合格したもののみが補助対象となります。

- **経営発展計画の「４　経営発展の取り組み」を記載する際に、メーカー、型式名に誤りがないよう留意**してください。市町村担当者においては、当該農業機械を導入する場合は、安全性検査合格機かどうかを確認してください。なお、安全性検査合格機については、農研機構のWEBサイト（https://www.naro.affrc.go.jp/org/brain/iam/Test/index.html）や、農業機械メーカーのカタログ、各農業機械メーカーにお問い合わせ等で確認してください。

▲（確認例）農研機構のWEBサイトにより確認

4　前年度からの主な変更点（補助対象者要件以外）②

- 採択後の必須提出書類の**「環境負荷低減のチェックシート」**について、**様式が変更。**
  ※採択された後の事業計画承認申請時および**取組完了報告時に提出。**

- なお、**今年度より市町村のチェックシートは不要。（※補助対象者から受領したものを提出する。）**

	申請書類及び添付書類		注意点
1	**環境負荷低減のチェックシート（農業経営体・畜産経営体向け）**	様式第20号	必須書類

様式第20号

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（農業経営体向け）

市町村名	
氏名	

	申請時（します）	（1）適正な施肥	報告時（しました）
①	□	肥料の適正な保管	□
②	□	肥料の使用状況等の記録・保存に努める	□
③	□	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討	□
④	□	有機物の適正な施用による土づくりを検討	□

	申請時（します）	（2）適正な防除	報告時（しました）
⑤	□	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討	□
⑥	□	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める	□
⑦	□	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討	□
⑧	□	農薬の適正な使用・保管	□
⑨	□	農薬の使用状況等の記録・保存	□

	申請時（します）	（3）エネルギーの節減	報告時（しました）
⑩	□	農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	□
⑪	□	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	□

	申請時（します）	（4）悪臭及び害虫の発生防
⑫	□	悪臭・害虫の発生防止・低減

	申請時（します）	（5）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及
⑬	□	プラ等廃棄物の削減に努め。

	申請時（します）	（6）生物多様性への悪影響
⑭	□	病害虫・雑草の発生状況を把の要否及びタイミングの判断掲）
⑮	□	多様な防除方法（防除資材、用した防除を検討（再掲）

	申請時（します）	（7）環境関係法令の遵守等
⑯	□	みどりの食料システム戦略の
⑰	□	関係法令の遵守
⑱	□	農業機械等の装置・車両の適の実施に努める
⑲	□	正しい知識に基づく作業安全

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて
- 本チェックシートにて報告された内容につ者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- 記入いただいた個人情報については、本チ認のために農林水産省で使用し、ご本人の同することはありません。

上記に

様式第20号

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（畜産経営体向け）

市町村名	
氏名	

	申請時（します）	（1）適正な施肥	報告時（しました）
①	□	※飼料生産を行う場合（該当しない □） 肥料の適正な保管	□
②	□	※飼料生産を行う場合（該当しない □） 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	□

	申請時（します）	（2）適正な防除	報告時（しました）
③	□	※飼料生産を行う場合（該当しない □） 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討	□
④	□	※飼料生産を行う場合（該当しない □） 農薬の適正な使用・保管	□
⑤	□	※飼料生産を行う場合（該当しない □） 農薬の使用状況等の記録・保存	□

	申請時（します）	（3）エネルギーの節減	報告時（しました）
⑥	□	畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	□

	申請時（します）	（4）悪臭及び害虫の発生防止	報告時（しました）
⑦	□	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	□
⑧	□	※飼養頭数が一定規模以上の場合（該当しない □） 家畜排せつ物の管理基準の遵守	□

注　※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。
この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

	申請時（します）	（5）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時（しました）
⑨	□	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	□

	申請時（します）	（6）生物多様性への悪影響の防止	報告時（しました）
⑩	□	※特定事業場である場合（該当しない □） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	□

	申請時（します）	（7）環境関係法令の遵守等	報告時（しました）
⑪	□	みどりの食料システム戦略の理解	□
⑫	□	関係法令の遵守	□
⑬	□	GAP・HACCPについて可能な取組から実践	□
⑭	□	アニマルウェルフェアの考えに基づいた飼養管理の考え方を認識している	□
⑮	□	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める	□
⑯	□	正しい知識に基づく作業安全に努める	□
⑰	□	※和牛生産を行っている場合（該当しない □） 家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源に係る不正競争防止に関する法律の遵守	□

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>
- 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました→□